

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

第6節 承認申請

1 仮使用承認申請

(1) 仮使用承認申請の対象となるもの

ア 仮使用承認の対象は、製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合で、変更工事に係る部分以外の全部又は一部を使用しようとするとき。なお、当該変更工事においても火災の発生及び延焼のおそれが著しく少ない場合であること。(S46.7.27消防予第105号通知)

イ 製造所等において、貯蔵タンク等に危険物が残存している場合は、仮使用承認の対象とする。

(2) 仮使用承認の条件

仮使用を承認する場合は、工事の内容、期間、規模等の実態に応じ、次に掲げる安全対策が講じられていること。ただし、火災予防上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

ア 工事計画

災害防止のため、無理のない作業日程、工事工程等が組まれていること。

イ 安全管理組織

(ア) 施設側事業所及び元請、下請等の工事業者すべてを対象とした安全管理組織が編成され、責任体制の明確化が図られていること。

(イ) 工事関係者と危険物施設の運転関係者の間における工事の開始・終了の連絡、工事の内容、進捗状況、危険物の取扱い状況等の報告等の事前協議事項が明確にされていること。

(ウ) 始業前及び終業後の点検、火気使用に伴う安全措置の点検及び仮使用部分における災害の発生防止又は早期発見のための巡回等の管理体制が明確にされていること。

(エ) 災害発生時又は施設に異常が生じた場合など緊急時における対応策が確立されていること。

ウ 工事中の安全対策

(ア) 工事部分と仮使用部分とが明確にされ、かつ、工事部分と仮使用部分とには工事内容に応じた適切な防火区画等が設けられていること。

(イ) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、落下物による事故防止のため有効な措置が講じられていること。

(ウ) 工事を行うタンク、配管又は機器内の危険物、可燃性の蒸気又は可燃性のガスの除去及び工事部分以外の部分と導通している配管、ダクト又は排水溝等の閉塞板、仕切板等による遮断の措置が講じられていること。

(エ) 工事部分の周囲には、関係者以外の者が出入できないように仮囲いの設置等有効な措置が講じられていること。

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

(オ) 工事部分は、工事に必要な十分な広さが保有されていること。なお、給油取扱所の仮使用部分については、給油業務に支障とならない広さの空地が確保されていること。

エ 火気管理

火気（裸火、溶接・溶断火花、電気火花、衝撃火花、摩擦熱等の発火源となるエネルギーをいう。）を発生し、又は発生するおそれのある工事は、やむを得ない場合に必要最小限度で行うものとし、次に掲げる措置が講じられていること。

(ア) 火気使用の内容及び範囲並びに火気使用に伴う制限事項を明確にすること。

(イ) ガス検知器等による可燃性の蒸気又はガスの確認を行うこと。

(ウ) 火気使用場所直近には、消火器等を配置すること。

オ 照明及び換気

工事に用いる照明器具は、火災予防上支障のないものを用いるとともに、必要に応じ、換気が十分行われること。

カ 仮設施設・設備等の安全措置

工事に伴い、仮設の堀、足場、昇降設備、電気設備等を設置する場合にあっては、危険物施設に危害を及ぼさないような安全対策が講じられていること。

キ 防火堀、排水溝、油分離装置、通気管等を撤去し、又は機能を阻害する場合には、これに代わる仮設設備を設けること。

ク その他工事の内容に応じた必要な保安措置を講ずること。

(3) 申請の方法及び申請書の記載方法

ア 仮使用の承認は、一の製造所等ごとに申請すること。

イ 変更許可申請時に一括して申請できること。

ウ 仮使用の承認を受けた製造所等で、完成検査前に変更許可申請をした場合は、あらためて仮使用の承認申請を行うこと。ただし、仮使用の範囲に変更のないものを除く。

エ 申請書は、第1節5の例によること。

(4) 添付図書

変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合は原則として仮使用上の安全対策に関する書類以外は省略することができるものであること。ただし、変更許可後において仮使用承認申請をする場合は、仮使用の範囲を示した図書及び仮使用上の安全対策に関する書類を添付すること。

(5) 掲示板

仮使用の承認を受け、仮使用を開始する場合には、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に所定の掲示板を掲げ、期間中表示しなければならない。(S46.7.27 消防危第105号通知)

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

【掲示板の例】

消防法による仮使用承認済	
製造所等の別	
承認月日・番号	年 月 日 第 号
承認行政庁名	宇城広域連合 連合長

(6) 複数の許可申請及び完成検査に伴う仮使用承認申請の手続き

ア 仮使用承認申請書の記載方法について

(ア) 規則様式第7中の「変更の許可年月日及び許可番号」の欄には、最新の許可年月日及び許可番号を記載するのではなく、仮使用の対象となる全ての許可年月日及び許可番号を記載すること。変更の許可前に仮使用承認申請を行なおうとする場合にあっては「変更許可申請年月日」の欄に申請年月日を記載すること。なお、上記二欄については、両方記載する場合もあるので注意すること。

(イ) 規則様式第7、様式第7の2及び様式第7の3中の「仮使用の承認を申請する部分」の欄には、「別添図面のとおり」と記載すること。なお、複数の許可にかかわらず単独の許可であっても同様に記載すること。

イ 仮使用承認申請書に添付する図面について

1 回目の変更許可申請（同時複数申請を除く）に伴う、仮使用の承認を申請する場合に限り、仮使用に係る添付図面については、変更許可申請に添付する平面配置図（製造所・一般取扱所等）や配管経路図（屋外タンク貯蔵所・移送取扱所等）を兼用しても差し支えない。この際、同図面に「着色（工事対象機器等）している部分以外の部分を仮使用範囲とする。」又は移送取扱所では「着色している部分以外の〇条、〇条から〇条の部分で仮使用範囲とする。」等の記載をすること。2 回目以降の変更許可申請（同時複数申請を含む）や一部完成検査終了後に伴う、仮使用の承認を申請する部分の添付図面については、平面配置図（全体配置図でなく棟又は階のみの図面でも可）や配管経路図（条ごとや送り先ごとでも可）に仮使用範囲を着色して（逆に工事部分でも可）申請すること。この際、同図面に「着色部分（以外の部分）を仮使用範囲とする。」と記載すること。着色は、対象機器（配管）ごと又はエリアごとでも差し支えない。

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

ウ 申請管理表（次図参照）の添付について

同表を添付する時期は、2回目以降の変更許可申請時（同時複数申請を含む。）、許可の縮小の資料提出時及び仮使用承認申請時とする。変更許可申請書と仮使用承認申請書又は「縮小の」資料提出と「新たな」変更許可申請書を同時に申請する場合は、変更許可申請書に添付すること。

※ 複数の変更許可申請時は、仮使用が伴わなくても添付の必要があること。

申請管理表 「申請例1のABC以外の仮使用申請に添付する際の例」

No	変更許可等 年月日及び番号	完成検査	仮使用
1	変更許可 ○年○月◇日 第34号	○月△△日頃	有
2	変更許可 ○年○月◇日 第36号	○月△△日頃	有
3	変更許可 ○年○月◇日 第39号	○月△△日頃	有

申請管理表 「申請例3のB以外の仮使用申請に添付する際の例」

No	変更許可等 年月日及び番号	完成検査	仮使用
1	変更許可 ○年○月◇日 第34号	—	無（済）
2	資料提出 ○年○月◇日 （工事縮小・対象許可番号 第34号）	無（済）	—
3	変更許可 ○年○月◇日 第36号 （工事縮小部分についての新たな申請）	○月△△日頃	有

エ 完成検査申請について

複数の許可を一の完成検査とする場合、様式第8及び様式第9中の「設置又は変更の許可年月日及び許可番号」の欄には、対象となる全ての許可年月日及び許可番号を記載すること。

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

2 仮貯蔵（取扱）承認申請

法第10条第1項ただし書きの規定により、指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準は、次のとおりとする。

ただし、タンクコンテナで仮貯蔵等をする場合には、3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請（H4.6.18 消防危第52号）によるものとする。

また、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等については、「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（H25.10.3 消防災第364号 消防危第171号通知）を参考に指導すること。

（1）仮貯蔵等承認申請の対象となるもの

指定数量以上の危険物を10日以内の間に限り、一定の場所（建築物内も含む。）で、貯蔵し、又は取扱いを行う場合

（2）仮貯蔵等の反復の制限

仮貯蔵等をする場合には、同一場所において法定期間（10日間）を終了後、反復して行ってはならない。

（3）場所の位置

仮貯蔵等を行うことのできる場所の位置は、政令第9条第1項第1号の規定を概ね準用するものとする。

（4）仮貯蔵等承認の条件

ア 屋内において仮貯蔵等を承認する場合

（ア）建築物は、壁、柱、はり及び屋根は耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口は防火設備を設けた、専用の棟又は室とすること。

（イ）仮貯蔵等をする建築物内に、危険物以外の物品が存する場合においては、当該物品が存する場所との間を不燃材で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、政令第26条第1項第1号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

（ウ）類を異にする危険物は、同一の建築物内部においては類を異にするごとに不燃材料で造られた隔壁で完全に区分すること。ただし、政令第26条第1項第1の2号ただし書きで定める場合においては、当該規定を準用するものとする。

（エ）電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

イ 屋外において仮貯蔵等を承認する場合

（ア）排水及び通風のよい場所とし、その周囲には不燃材料で造られた塀又はさくを設けること等により明確に区画すること。

（イ）前記（ア）の塀又はさく等の周囲には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の指定数量の倍数に応じ、政令第16条第1項第4号に掲げる空地の幅の概ね2分の1以上の空地を保有すること。ただし、高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う場合は、規則第24条の12第2項第2号に掲げる空地の幅の概ね2分の1

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

以上の空地を保有すること。

(ウ) 第2類の危険物のうち硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体又は第4類の危険物のうち第1石油類、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類以外の危険物の仮貯蔵等は承認しないものとする。

(5) 申請の方法

ア 1の仮貯蔵等の場所ごとに申請すること。

イ 仮貯蔵と仮取扱が同一の場所で、かつ、同時に行う場合は一括申請すること。

(6) 申請書の記載方法

ア 貯蔵又は取扱いの概要は、目的及びその方法について記載すること。

イ 付近の火気使用の状況は、敷地内の最も近い場所における使用火気の種類等について記載すること。

ウ その他必要な事項は、危険物取扱者の氏名及び緊急時の連絡方法等を記載すること。

エ 上記のほか、申請書の記載方法は、第1節5の例によること。

(7) 添付図書

ア 仮貯蔵等の目的を記載した書面

イ 案内図及び仮貯蔵（取扱）場所の位置、周囲の状況、標識、掲示板、防消火設備の種類、位置等を明記した平面配置図

ウ 区画の方法、地盤の状況に関する図書

エ 火災予防上の措置に関する書面

(8) 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の性質、数量等に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が、屋外にあっては危険物の、屋内にあっては危険物及び建築物の所要単位の数値に達するように設けること。

(9) 標識及び掲示板

ア 仮貯蔵等をする場所の見やすい箇所に、仮に貯蔵する場合にあっては「危険物仮貯蔵所」、仮に取り扱う場合にあっては「危険物仮取扱所」と表示した標識、並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、最大数量及び危険物取扱者又は管理責任者の氏名及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

イ 標識及び掲示板は、幅0.3m以上、長さ0.6m以上の板であること。

ウ 標識及び掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。

エ 前記の標識等のほか、仮貯蔵等をする危険物に応じ、規則第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板を設けること。

(10) 基準の特例

この基準の規定は、仮貯蔵等について、消防長又は消防署長が、危険物の品名及び

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この基準の規定によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

3 タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵承認申請（H4. 6. 18 消防危第 52 号通知）

荷積み待ち等により一定の場所に危険物のタンクコンテナを仮貯蔵する場合については、次によること。なお、仮貯蔵の基準を適用するか、又は、屋内貯蔵所若しくは屋外貯蔵所の基準を適用するかについては、危険物の種類、貯蔵期間等に応じ、申請者の選択によることができるものであること。

（1）仮貯蔵承認申請の対象となるもの

荷積み待ち等により一定の場所に指定数量以上の危険物を収納したタンクコンテナを相当期間留める場合

（2）仮貯蔵承認申請の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナを仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

イ タンクコンテナの安全性及び輸送工程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 申請書の記載方法及び添付図書等

（ア）申請書は、2（6）の例によること。

（イ）仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した書類とするが、必要最小限に留め、申請者に過重な負担をかけないようにすること。

a 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

b 屋内での仮貯蔵

a に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表わした図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできないこと。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、鉄道の不通等のやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要が生じた場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できるものであること。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵又は仮取扱いの承認は要しないものであること。

（ア）複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナを積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナを車両に積載して運ぶ

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

場合

- (イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためにタンクコンテナを埠頭、コンテナヤード等に一時的に留める場合
 - (ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナを車両に積載して同一又は隣接した別の場所に移動する場合
- (3) 技術上の基準に係る指針

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- b 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。ただし、政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料（規則第10条に定める不燃材料をいう。）で造った防火上有効な塀を設けることにより、消防長又は消防署長が安全であると認めた場合は、この限りでない。
- c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識及び掲示板

a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵所」である旨を表示した標識を設けること。

b 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、貯蔵する危険物に応じて政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示掲げる等関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。
- b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- d タンクコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナに限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ頂部までは6 m以下とすること。

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

e タンクコンテナ相互間には、点検のため間隔を設けること。

f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナの異常の有無及びa からe までを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造（建築基準法第2条第7号の耐火構造をいう。）又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備を設けた専用室とすること。

b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

(イ) その他

前記（3）アの（イ）から（エ）までの例によること。

4 保安検査時期変更承認申請

政令第8条の4第2項ただし書及び規則第62条の2の規定による保安検査時期変更承認申請については、次の事項に留意すること。

(1) 規則第62条の2の規定による保安検査時期の特例事由（S52.3.30 消防危第56号通知）

ア 保安検査の対象となる屋外タンク貯蔵所の所有者等（以下「義務者」という。）の判断において、当該屋外タンク貯蔵所の保守管理の必要が生じた場合は、規則第62条の2第2号に規定する事由に該当するものであること。

イ 義務者の判断において危険物の種類を変更する必要が生じた場合は、規則第62条の2第4号に規定する事由に該当するものであること。

(2) 休止中の特定屋外タンク貯蔵所の保安検査受検時期（H21.10.27 消防危第193号通知）

ア 保安検査時期変更の事由

危険物の貯蔵及び取扱いが休止されたことの承認は、次の措置が講じられていることを要件とすること。

(ア) 危険物（規則第62条の2第2項各号の危険物の貯蔵及び取扱いに係るものを除く。（イ）において同じ。）を除去する措置が講じられていること。

(イ) 誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。

イ 例外とする危険物の貯蔵及び取扱い

規則第62条の2第2項各号に掲げる規定により、危険物の貯蔵及び取扱いから除かれるものは、次の（ア）から（ウ）の場合とする。

(ア) 消火設備又は保安のための設備の動力源の燃料タンクにおいて危険物の貯蔵又は取扱いが行われる場合

(イ) ポンプその他の潤滑油又は作動油を用いる機器における潤滑油又は作動油の

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

取扱いが行われる場合（一の機器において取り扱う潤滑油又は作動油の数量が指定数量の5分の1未満である場合に限る。）

（ウ）屋外タンク貯蔵所の配管のうち他の製造所等との共用部分において危険物を取扱う場合（当該他の製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いを伴うものに限る。）

ウ 保安検査受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合の取扱い

規則第62条の2第1項第3号の事由により保安検査の実施時期が変更された後、承認された保安検査の受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いを再開する場合には、特定屋外タンク貯蔵所等の所有者、管理者又は占有者は、次の（ア）又は（イ）に定める期限までに保安検査を受けなければならないこと。

（ア）変更前の保安検査の受検期限までに危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、変更前の保安検査の受検期限

（イ）変更前の保安検査の受検期限より後で、かつ、承認された保安検査の受検予定日より前に危険物の貯蔵及び取扱いが再開される場合にあつては、再開の日の前日

（3）保安検査を延期する場合にあつては、次によること。

ア 延期することによっても当該屋外貯蔵タンクの安全性が確保されるものであること。

イ 規則別記様式第29の申請書には次に掲げる事項を記載した図書を添付すること。

（ア）屋外タンク貯蔵所構造設備明細書

（イ）延期期間

（ウ）延期理由

（エ）前回の内部開放時の点検結果及び補修内容

a 溶接線の欠陥部及びその補修内容

b アニュラ板、底板、側板の板厚測定結果及びその補修内容

（オ）延期した場合のタンクの安全性に係る検討書

a 溶接線に係る安全性の検討書

b アニュラ板、底板、側板の板厚等に係る安全性の検討書

（4）申請書の記載方法は、第1節5の例によること。

5 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請

政令第8条の4第2項第1号、規則第62条の2の2及び規則第62条の2の3の規定による特定屋外タンク貯蔵所の保安検査時期延長申請書（規則別記様式第26の2、第26の3）に添付する標準的な添付図書は、次のとおりとすること。（H6.9.1 消防危第73号通知）

（1）特定屋外貯蔵タンクの腐食防止等の状況に係る申請添付資料

第2章 申請手続き及び方法

第6節 承認申請

- ア コーティング
- イ タンク底部外面の腐食防止措置
- ウ 板厚
- エ 補修、変形
- オ 不等沈下
- カ 支持力、沈下
- キ 維持管理体制

(2) 危険物の貯蔵管理等の状況に係る申請添付資料

- ア 水等成分管理の実施
- イ 腐食率
- ウ タンク底部外面の防食措置
- エ 補修、変形
- オ 不等沈下
- カ 支持力、沈下
- キ 維持管理体制

(3) 危険物保安技術協会のタンク開放周期の個別延長に係る技術援助報告書(写)

(4) 危険物保安技術協会の個別延長に係る基準対応表

(5) その他必要な図書

(6) 申請書の記載方法は、第1節5の例によること。